

栗駒山麓ジオパーク特産商品「栗駒山麓のめぐみ」・ロゴマーク等使用規定

(目的)

第1条 この規定は、栗駒山麓ジオパーク特産商品「栗駒山麓のめぐみ」・ロゴマーク等（以下、「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等を適正に普及させ、栗駒山麓ジオパーク特産商品「栗駒山麓のめぐみ」（以下、「栗駒山麓のめぐみ」という。）のイメージアップを図ることを目的とする。

(図柄)

第2条 ロゴマーク等の図柄、色指定は、別に定めるマニュアルのとおりとする。

(使用対象者)

第3条 ロゴマーク等は、栗駒山麓のめぐみ認定商品（以下、「認定商品」という。）の販売促進やPRにのみ使用でき、使用対象者は次の各号のいずれかに分類される。

(1) 認定商品の商標権を有する者

(2) 前号以外の者

2 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規定に基づく手続きを行う全ての者が、ロゴマーク等を使用することができる。

(1) 国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme：IGGP）の定款とガイドライン及び栗駒山麓ジオパークの理念に反し、または反するおそれがある場合。

(2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合。

(3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合。

(4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合。

(5) その他、会長がロゴマーク等の使用について、著しく不相当と認めた場合。

(使用料)

第4条 ロゴマーク等の使用については、当分の間、無償とする。

(使用承認の申請)

第5条 ロゴマーク等を使用する者は、あらかじめ「栗駒山麓ジオパーク特産商品「栗駒山麓のめぐみ」・ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合、申請者に対し、「栗駒山麓ジオパーク特産商品「栗駒山麓のめぐみ」・ロゴマーク等使用承認書（様式第2号）」を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマーク等の使用期間の満了日は、別表に定めるとおりとする。また、使用期間満了後において、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。ただし、第3条第1項第1号に規定された者のロゴマーク等の使用期間は、認定商品の認定期間内とする。

(完成品の提出)

第7条 ロゴマーク等の使用の承認を受けた者（以下、「使用承認を受けた者」という。）は、

使用の承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等は、認定商品以外の商品の販売促進やPRに使用できない。
- (2) マニュアルに定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) デザインの改変などの応用使用は、しないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

2 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第9条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「栗駒山麓ジオパーク特産商品「栗駒山麓のめぐみ」・ロゴマーク等使用変更承認申請書(様式第3号)」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「栗駒山麓ジオパーク特産商品「栗駒山麓のめぐみ」・ロゴマーク等使用変更承認書(様式第4号)」を交付するものとする。

3 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第10条 会長は、使用承認を受けた者が、第8条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマーク等の使用を中止または承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、その処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマーク等を使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用承認を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規定は、平成30年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

ロゴマーク等の使用例	使用期間の満了日
・ 販売のためのチラシ等 ・ 記念品や参加賞などのPRのための物品	当該チラシ及び物品が申請者から他者へ譲渡が完了する日
・ イベント周知のためのチラシ等	当該イベント等の終了日
・ その他	会長が認める日